

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置づけられています。市が行うものと県が行うものがあります。市が必ず行う事業としては、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業等が位置づけられています。

第1項 相談支援事業

障害のある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

現状と課題

障害者相談支援事業については、平成26年度までの実績では、見込量どおりの設置箇所数となっており、相談支援事業を効果的に進めるための前橋市自立支援協議会も設置し、就労支援や権利擁護支援等、地域における障害福祉システムづくりに向け協議を重ねています。

相談支援事業所の増加に伴い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする基幹相談支援センターを設置することを目指します。

今後のサービス見込量

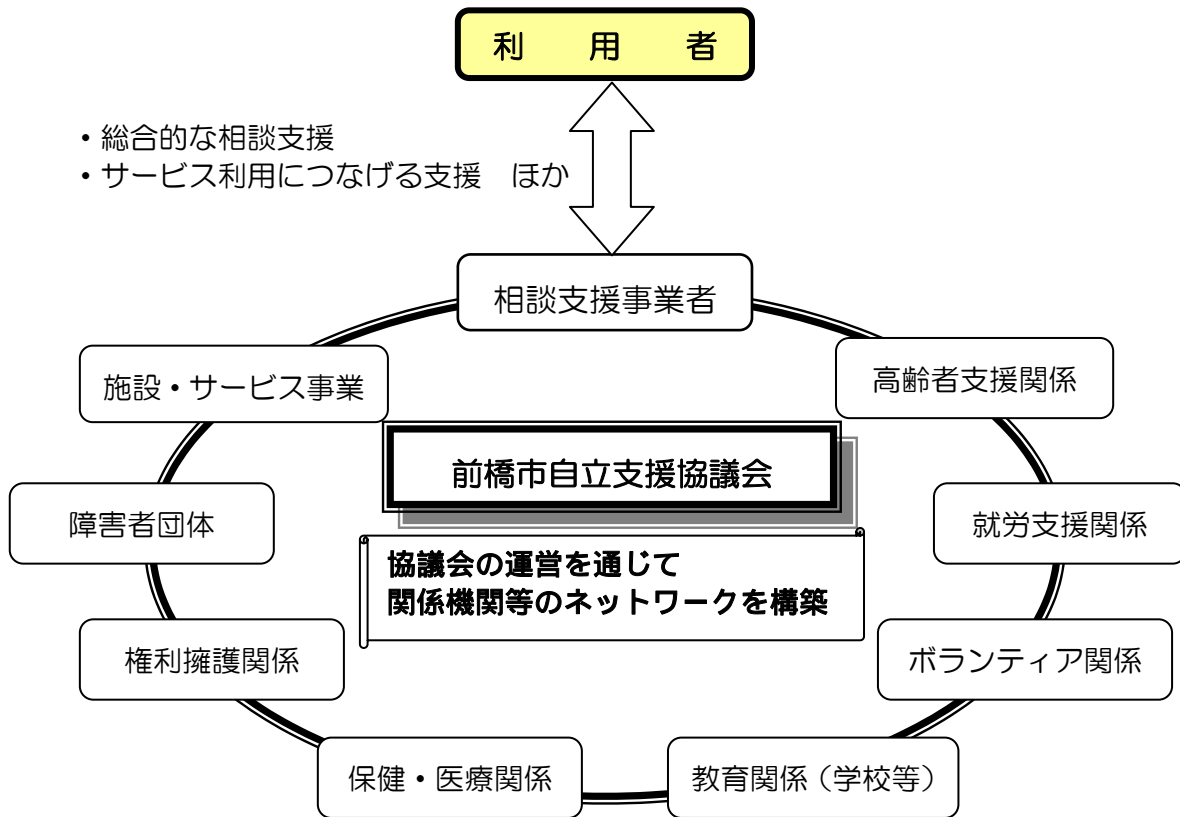
本市では、平成26年度までの利用実績を勘案し、平成29年度末における障害者相談支援事業の必要見込量は9か所とすることとします。

【相談支援事業のサービス実績及び見込量】

(単位：か所)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談 支 援 事 業	見込量	7	8	9	9	9	9
	実績値	7	9	9	9	9	9
	達成率	100.0%	112.5%	100.0%	-	-	-

《 前橋市における相談支援体制のイメージ 》



第2項 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

現状と課題

意思疎通支援事業では、全体として利用実績は横ばいとなっています。

現在、必要に応じて市外派遣や県外派遣を行うなど充実してきていますが、意思疎通支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者や要約筆記者の養成や研修の充実が必要と考えます。

今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの実績を勘案し、平成29年度において、手話通訳者派遣事業450人、要約筆記者派遣事業17回、手話通訳者設置事業2,275人のサービス量を見込むこととします。

【意思疎通支援事業のサービス利用実績及び見込量】

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者 派遣事業 (単位：人)	見込量	378	398	418	430	440	450
	実績値	411	441	407	-	-	-
	達成率	108.7%	110.8%	97.4%	-	-	-
要約筆記者 派遣事業 (単位：回)	見込量	22	23	24	15	16	17
	実績値	18	12	11	-	-	-
	達成率	81.8%	52.2%	45.8%	-	-	-
手話通訳者 設置事業 (単位：人)	見込量	1,600	1,650	1,700	2,255	2,265	2,275
	実績値	2,265	2,249	2,220	-	-	-
	達成率	141.6%	136.3%	130.6%	-	-	-

各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

第3項 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害児者に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

【主な給付・貸与品目】

区 分	主 な 品 目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

現状と課題

日常生活用具給付等事業で取り扱う品目は、多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等についてはばらつきがあります。

今後は、障害児者一人ひとりの障害特性、ニーズ等を的確に把握し、必要性等に応じ基準の見直しをするなど、柔軟な対応が求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの実績を勘案し、平成29年度において、6,338件(延べ人数)のサービス量を見込むこととします。

【日常生活用具給付等事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：件)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練 支援用具	見込量	14	16	18	27	31	35
	実績値	12	14	23	-	-	-
	達成率	85.7%	87.5%	127.8%	-	-	-
自立生活 支援用具	見込量	65	70	75	42	42	42
	実績値	47	52	42	-	-	-
	達成率	72.3%	74.3%	56.0%	-	-	-

各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

(単位：件)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
在宅療養等 支援用具	見込量	62	65	68	69	76	83
	実績値	46	68	47	-	-	-
	達成率	74.2%	104.6%	69.1%	-	-	-
情報・意思 疎通支援 用具	見込量	100	108	116	45	45	45
	実績値	53	51	48	-	-	-
	達成率	53.0%	47.2%	41.4%	-	-	-
排泄管理 支援用具	見込量	6,499	7,799	9,359	5,833	5,979	6,125
	実績値	5,137	5,496	5,538	-	-	-
	達成率	79.0%	70.5%	59.2%	-	-	-
居宅生活 動作 補助用具 (住宅改修費)	見込量	16	17	18	8	8	8
	実績値	8	6	6	-	-	-
	達成率	50.0%	35.3%	33.3%	-	-	-
合 計	見込量	6,756	8,075	9,654	6,024	6,181	6,338
	実績値	5,303	5,687	5,704	-	-	-
	達成率	78.5%	70.4%	59.1%	-	-	-

各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

第4項 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

現状と課題

移動支援事業では、平成26年度までの利用実績を見ると、見込量を大きく超える利用実績となっており、グループ支援型や自立支援型を展開しております。今後は、サービスを提供する事業所の充実が求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績を勘案し、平成29年度において、412人のサービス量を見込むこととします。

【移動支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人、()内は時間)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移 動 支 援 事 業	見込量	136 (16,622)	143 (18,284)	150 (20,112)	341 (44,007)	375 (48,407)	412 (53,247)
	実績値	247 (27,670)	280 (35,362)	340 (34,424)	-	-	-
	達成率	181.6% (166.5%)	195.8% (193.4%)	226.7% (171.2%)	-	-	-

上段は、実利用者数、下段は、サービス量
各年度末実績及び推計値。ただし、26年度は2月までの利用実績

第5項 地域活動支援センター事業

障害のある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置します。

現状と課題

地域活動支援センター事業では、利用実績から勘案すると設置か所数は現状で十分であると考えられます。今後は、障害種別等や利用者のニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等の要素を勘案し、平成29年度において、13か所のサービス量を見込むこととします。

【地域活動支援センター事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：か所、()内は人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター型・型	見込量	14 (199)	15 (219)	15 (239)	13 (190)	13 (200)	13 (210)
	実績値	14 (194)	14 (201)	13 (178)	-	-	-
	達成率	100.0% (97.5%)	93.3% (91.8%)	86.7% (75.3%)	-	-	-

各年度末実績及び推計値。

()内は利用者数

第 6 項 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う成年後見制度の利用を支援します。

現状と課題

現状では利用実績も少なく、まだまだ制度に対する理解が不十分な状況であり、真に支援が必要としている者への働きかけや掘りおこしが課題となっています。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度において、9 件のサービス量を見込むこととします。

【成年後見制度利用支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見 制度利用 支援事業	見込量	-	-	-	7	8	9
	実績値	7	1	3	-	-	-

各年度末実績及び推計値。26 年度は 2 月までの利用実績
()内は利用者数

第7項 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成を行っています。

現状と課題

平成26年度までの利用実績は横ばいとなっています。今後は研修内容を工夫して、修了者数を増やすことが課題です。

今後の見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等の要素を勘案し、平成29年度において、85人の修了者を見込むこととします。

【手話奉仕員養成研修事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員 養成研修 事業	見込量	-	-	-	75	80	85
	実績値	69	78	70	-	-	-

各年度末実績及び推計値。26年度は2月までの利用実績

第 8 項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

現状と課題

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、中核市の必須事業となったため、平成 26 年度から本市において実施しています。

今後の見込量

本市では、これまでの利用実績等の要素を勘案し、平成 29 年度において、手話通訳者養成研修は 10 人、要約筆記者養成研修は 2 人、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修は 10 人の修了者を見込むこととします。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
手話通訳者養成研修事業	見込量	-	10	10	10
	実績値	10	-	-	-
要約筆記者養成研修事業	見込量	-	2	2	2
	実績値	2	-	-	-
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込量	-	10	10	10
	実績値	5	-	-	-

各年度末推計値。26 年度は 2 月までの利用実績

第 9 項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。なお、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業について、本市では通常の意味疎通支援事業として実施することとしています。

現状と課題

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、中核市の必須事業となったため、平成 26 年度から本市において実施しています。

今後の見込量

本市では、これまでの利用実績等の要素を勘案し、平成 29 年度において、367 人のサービス量を見込むこととします。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
盲ろう者向け通訳・ 介 助 員 派 遣	見込量	-	347	357	367
	実績値	337	-	-	-

各年度末推計値。26 年度は 2 月までの利用実績

第 10 項 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、前橋市の障害福祉向上に寄与する 11 の関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付しています。

第 11 項 その他の事業

(1) 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている障害者に低額料金で居室を利用させ、必要な便宜を供与し、障害者の地域生活を支援します。現在、県内に身体障害者福祉ホームが 2 か所、知的障害者福祉ホームが 3 か所あります。なお、契約は施設と利用者が結び、家賃は利用者負担となります。

(2) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な障害のある方に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

(3) 知的障害者職親委託制度

知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進を図ります。

(4) 社会適応訓練事業

情報の獲得が困難な聴覚障害者に対して、日常生活に係る講習会等を開催し、生活の質的向上・社会復帰の促進を図ります。また、在宅の視覚障害者、肢体障害者に対して、日常生活能力等を回復させるための各種訓練を行い、自立更生を支援します。

(5) 日中一時支援事業

日帰り短期入所

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息のため、障害のある人を預かり監護します。

登録介護者・サービスステーション事業

心身障害児(者)を介護している保護者が疾病その他の理由により、心身障害児(者)を一時的に介護できない場合に、登録している介護者または、24 時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより、その心身障害児(者)の福祉の増進及び家族の負担軽減を図ることを目的とします。

心身障害児集団活動・訓練事業

特別支援学校や普通学校の特別支援学級の放課後、学齢期にある心身障害児に対し集団活動や社会活動訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的とします。

(6) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障害のある人の体力向上、交流及び障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ、レクリエーション教室やスポーツ大会等を開催します。

(7) 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者等のために、音声訳した広報まえばしを定期的に提供します。

(8) 点訳奉仕員養成研修事業

点訳に必要な技術等を習得した、点訳奉仕員を養成するための研修を実施します。

(9) 自動車運転免許取得費補助事業

肢体不自由者が運転免許を取得するための教習費用の一部を補助します。

(10) 自動車改造費補助事業

肢体不自由者の運転する自動車の制御装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）の改造費の一部を補助します。平成 26 年度からは、車イスを収納するための装置を新たに設置、改造等を行う場合についても補助対象としました。

(11) 医療的ケア支援事業

主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。